

新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実を求める意見書

昨年 12 月に新型コロナウイルスの感染による肺炎が発生してから半年以上が経過したが、収束の兆しが見えず、長期戦の様相を呈している。国内でも 4 月 16 日に全都道府県で緊急事態宣言が発令され、一時は医療崩壊の手前まで追い込まれている。イベントの中止、外出の自粛、事業の休業などにより感染者数が減少傾向となったことから、5 月 14 日には 39 県の緊急事態宣言を解除し、自粛などの緩和や経済活動の再開が徐々に始まっている。

しかし、これまでの自粛等により、国民生活や雇用環境に多大な影響を及ぼしているほか、地域経済が危機的状況に追い込まれ、国民の疲弊や不安が続いている。これは感染者が出ていないとされている当市においても例外ではなく、医療体制が脆弱な離島である当市では感染に対する市民の不安が払拭されていない。

第 2 波、第 3 波も危惧される中、感染症の収束に向けて、医療提供体制などの強化に取り組まなければならない。同時に、悪化する経済や疲弊する地域の再生に向けて、必要な施策を迅速かつ適切に講じることが求められている中、第 2 次補正予算で計上された臨時地方創生交付金や対策では不十分である。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症対策の推進等を図るため、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を迅速に提供し、国民の不要な混乱や不安、人権侵害や風評被害の防止に努めること。
- 2 第 2 波に備え、相談から医療までや軽症者の受入体制を強化・充実させること。
- 3 ワクチン及び治療薬の研究開発を進めるとともに、安定的な製造及び国内の供給体制を整えること。
- 4 医療機関が行う各種対策に要する費用に対して、十分な財政措置を講じること。また、医療物資の確保及び現場の処遇改善を行うこと。
- 5 地域医療機関は、今般の新型コロナウイルスにより大幅な減収となり、経営の悪化が進んでいる。
医療機関の経営悪化は医療崩壊に繋がり、地域医療を守れない事態も想定されることから、医療機関に対する積極的な支援を講じること。
- 6 離島航路を運航する事業者は、今般の新型コロナウイルスにより大幅な人の移動制限の影響を受けて減収となり、経営破たんの恐れもある。
公共交通機関としての役割を担っていくためにも、離島航路事業者への積極的な支援を講じること。
- 7 子どもの健康や心のケアの対策を講じること。
- 8 国民健康保険税や保育料の減収等に対する財政措置を講じること。
- 9 福祉・介護事業者に対する支援を行うこと。
- 10 「新たな生活様式」に鑑みて、少人数学級に向けた対策を講じること。また、教職員の加配に十分な配慮を行うこと。
- 11 各種事業者に対して、事業ごとに見合った形で手厚い支援策を講じること。また、手続きには簡素な形とすること。
- 12 地方公共団体が十分な手立てを行えるだけの財政支援措置を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 6 月 30 日

新潟県佐渡市議会議長 佐藤 孝